

厚生労働省告示第二百五十三号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）及び障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号中「第9」を「第8」に改め、同号のイ中「、児童デイサービス」を削り、「、就労継続支援又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものに限る。）」を「又は就労継続支援」に改め、同イの(1)中「八百単位」を「七百九十三単位」に改め、同イの(2)中「七百八十単位」を「七百七十三単位」に改め、同号のロ中「八百九十単

位」を「八百八十二単位」に、「第十七条第一項第一号」を「第十七条第一号」に、「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十二項」に、「第十七条第一項第四号」を「第十七条第四号」に、「第十七条第一項第二号」を「第十七条第二号」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同号の八中「六百四十五単位に三百十四単位を加算した単位数」を「九百五十一単位」に改める。

第二号中「第9」を「第8」に改める。